

# 第2期教育用端末(タブレット K70) 紛失・盗難の対応について

第2期教育用端末（タブレット K70）一式は、物品を問わず、保護者は警察に「遺失物届」または「盗難届」を提出し、受理日と受理番号が分かる写しを学校に提出してください。

家や学校での紛失が明らかな場合は、保護者が「遺失物届・盗難届を提出できない理由書」を記入し、学校に提出してください。

いずれかの書類提出がないと、お子さんに代替機をお渡しすることができず、日々の学習に支障が生じてしまいます。

第2期教育用端末（タブレット K70）一式の、物品を問わず、所在が不明な物がある際は、早急に担任へお知らせください。

